



平成 26 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名 正 栄 食 品 工 業 株 式 会 社  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 本 多 市 郎  
 ( コード番号 8 0 7 9 東 証 第 2 部 )  
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 藤 雄 博 周  
 ( T E L 03-3253-1211 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更」について決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 定款の一部変更について

##### 1. 変更の理由

社外取締役に必要な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 32 条第 2 項を新設するものであります。なお、同項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、併せて定款第 43 条につき、字句の修正を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 32 条 (条文省略) (新 設)	(取締役の責任免除) 第 32 条 (現行どおり) ② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(監査役の責任免除) 第 43 条 (条文省略) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第 43 条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく <u>損害賠償責任</u> の限度額は、法令が規定する額とする。

##### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 1 月 29 日  
 定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 平成 27 年 1 月 29 日

以上